



令和4年9月27日

【照会先】

福井労働局労働基準部健康安全課

健康安全課長 井関 武彦

健康安全係長 青山 和元

電 話 (0776) 22-2657

建設事業無災害表彰状の授与を決定しました 石黒建設株式会社 ～約8か月の建設工事を無災害で完了～

厚生労働省は、下記の建設工事が無災害で完了したので、建設事業無災害表彰状を授与することを決定し、下記のとおり表彰状の伝達式を執り行いました。

この建設業無災害表彰は、建設業における自主的安全活動を促進することにより労働災害を防止する目的で、昭和31年に設立され、労働者災害補償保険の保険料(概算又は確定)の額が160万円以上の建設工事の施工事業場からの申請に基づき審査を行い、表彰状を授与しています。

労働災害のうち出張等一般公衆の用に供せられる交通機関を利用中に発生した労働災害は除かれます。また、通勤災害も除かれます。

記

1 伝達式

日 時 令和4年9月27日(火)14時00分～

場 所 福井春山合同庁舎 第3共用会議室

(福井県福井市春山1-1-54 福井春山合同庁舎14階)

2 表彰事業場

(1) 事業場名 石黒建設株式会社

(2) 工事名称 社会福祉法人千寿会 特別養護老人ホームたんぼぼ苑移転新築工事
(福井市石盛3丁目301番地他19筆)

(3) 工 期 令和3年2月1日～令和3年10月15日

資料

授与の写真

建設事業無災害表彰内規

(資料)

建設事業無災害表彰状の伝達



石黒建設株式会社 齊藤泰輔取締役社長（右）
福井労働局 田原孝明局長（左）



下段左から田原局長、齊藤取締役社長
上段左から井関健康安全課長（労働局）、藤原労働基準部長（労働局）、
中村所長（石黒建設）、小寺安全本部長（石黒建設）

(資料)

建設事業無災害表彰内規

昭和 31 年 3 月 14 日 労働省基発第 129 号

(最終改正)

平成 11 年 9 月 1 日 労働省基発第 519 号

(目的)

第 1 条 この内規は、建設業における自主的安全活動を促進し、建設事業における労働災害を防止することを目的とする。

(適用範囲)

第 2 条 この内規は、事業の期間(以下「工期」という。)が予定される事業であって、労働基準法別表第 1 第 3 号に該当するもののうち、労働者災害補償保険の保険料(概算又は確定)の額が 160 万円以上のものに適用する。

(表彰状授与)

第 3 条 労働省労働基準局長は、前条に示す事業であって、全工期を通じ、業務上の災害(出張等で一般公衆の用に供せられる交通機関を利用中に発生したものを除く。)が発生しなかった事業場に様式第 1 号による表彰状を授与する。

前項の災害は、死亡災害、休業災害又はこれらの災害以外の災害であって労働基準法施行規則別表第 2 身体障害等級票に掲げる身体障害を伴うものとする。

第 4 条 労働省労働基準局長は、前条第 1 項の表彰状を授与した後に、当該表彰に係る事業においてその工期中に業務上の災害が発生した事実が判明した場合には、当該表彰状を返還させるものとする。

附 則

この内規は平成 11 年 10 月 1 日から施行し、同日以降に開始される事業に適用する。